

1. これまでの経緯

・H16～17
重大再犯事件が立て続けに発生
・H24～28
犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止に向けた総合対策」や「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」が決定
安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題

再犯の防止等の推進に関する法律
(平成28年12月14日公布・施行)

再犯防止に関する施策の総合的な推進を図るため、国は再犯防止推進計画を策定すること、地方は国と連携して再犯防止に取り組んでいくことが定められた。

法施行に伴い、国・県は再犯防止推進計画を策定
地方公共団体は「国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定・実施する（法第4条第2項）」とされており、県の再犯防止推進計画において下記のように定めている。

各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、特にサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域の一人として安定して生活できるよう、適切にサービスを提供する。また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域づくりを担う。

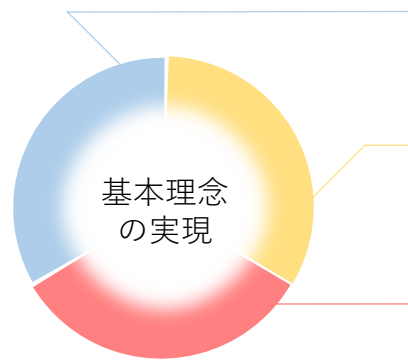
2. 計画の位置づけ

右記の理由から「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン（以下、地域福祉プラン）」に包含する諸計画の一つとして策定

- (1) 地域福祉プランの基本理念に通ずる計画であること
- (2) 地域福祉プランの取組みと関連が深いこと
- (3) 法務省手引きにおいても関連の深い地域福祉プランに包含が可能とされていること

3. 計画の概要

※地域福祉プラン2の基本目標・取組みの方向性と、再犯防止推進の主な取組み（案）です。

 基本理念 の実現	基本目標	取組みの方向性	再犯防止推進の主な取組み（案）
	1 つながる	○多様性の理解・啓発 ○居場所づくり ○互いがつながる・受けとめ合う関係づくり	・再犯防止に関する理解促進・啓発 - 更生保護に関する研修事業の推進 - 社会を明るくする運動の推進
	2 活動する	○地域の活動にかかる情報発信 ○できることを活かせる機会づくり ○担い手の育成・支援	・保護司会の活動支援 - 協力雇用主の発掘事業の推進 - 保護司の継続的な確保の推進
	3 支え合う	○地域の課題に地域で取り組むことができる体制づくり ○連携強化 ○相談支援体制の充実 ○権利擁護の促進	●更生支援に向けた地域づくり - 保護司と関係機関の連携づくり - 地域移行の仕組みづくり

再犯防止推進計画は、地域福祉プランの基本理念の実現に向けて、再犯防止推進の観点から具体的に体系化するもの。
地域福祉プランの改訂に合わせ、地域福祉プランに包含することで、再犯防止の取組みの加速化を狙います。

※具体的な取組みについては、統計データや保護司会等へのヒアリングを通じ、取り組むべき内容を検討します。